

福岡県公報

平成二十四年六月八日
第三千四百一号
増刊
①

目次

規則(第三十号)

○福岡県都市計画審議会運営規則

(都市計画課) ……………一

正誤

○福岡県造林事業交付金交付規程の一部改正について(平成二十四年三月福岡県告示第三百七十号) 中正誤

……………二

規則

福岡県都市計画審議会運営規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年六月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十号

福岡県都市計画審議会運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県都市計画審議会条例(昭和四十四年福岡県条例第四十号。以下「条例」という。)第九条の規定に基づき、福岡県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第二条 審議会は、会長が必要と認めるときに、これを招集する。ただし、委員総数の三分の一以上の者から付議すべき事項を示して招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

2 会長は、やむを得ない場合を除き、会議の三日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければ

ならない。

(欠席の申出及び代理出席)

第三条 委員、臨時委員及び専門委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

2 条例第二条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる委員は、前項に規定する場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、その代理人を会議に出席させることができる。

(議長)

第四条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に共に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が議長の職務を行う。

(専門委員)

第五条 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて、意見を述べ、又は説明することができる。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要と認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(特定の事項についての調査)

第七条 会長は、必要と認めるときは、特定の事項について、会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員に調査させることができる。

(会議録)

第八条 審議会の会議については議事録を作成し、議長及び議長の指名する二人以上の委員が署名するものとする。

(常務委員会への準用)

第九条 第二条から前条までの規定は、常務委員会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「常務委員会」と、「委員」とあるのは「常務委員」と読み替えるものとする。

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

